

令和元年6月25日現在

機関番号：14401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06831

研究課題名(和文)日本のフリースクールと公教育の連携が担う公共性に関する実証的研究

研究課題名(英文) A Study on Public Sphere of Alliance between Alternative Schools and Public Education in Japan

研究代表者

藤根 雅之 (FUJINE, Masayuki)

大阪大学・人間科学研究科・助教

研究者番号：40802947

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本国内のフリースクールをはじめとするオルタナティブスクールと公教育との連携について実証的な調査・分析を行った。

得られた結果：オルタナティブスクールでの活動の内容や理念・目標のあり方と、公教育との連携の度合いに明確な関連はない。同じオルタナティブスクール内で活動する児童生徒であっても、在籍校やその地域が異なれば学籍上の扱い(出席認定や実習用通学定期適用)に差が生じている。

以上より、不登校支援における公民連携について、主に公教育側の恣意的な判断や偶発的なやりとりによって、それが達成されるか否かが左右され、子ども・若者の教育を受ける権利・学習権の保障が左右されている問題を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、オルタナティブな教育を受けている子どもたちの在籍校での学籍の扱いについて、全国的な状況を量的に把握した研究は限られていた。本研究は、不登校をめぐる議論においてフリースクール等での学びをどう制度上位置づけるかの議論が大きくなっている現在において、客観的なデータからその現状を明らかにしたこと、に学術的ならびに社会的意義がある。

本研究の知見は、様々な立場の論者から発せられる「学校に行かない生き方が認められてきている/認められていない」「学校外の学びの場が認められてきている/認められていない」といった現状認識の相違を乗り越えて、建設的な議論を進める上で必要不可欠な土台を提供した。

研究成果の概要(英文)：This study researched the state of alliance between alternative schools and national public education. The findings are follow. Firstly, it is not rerated to an achievement of alliance whether practice and a philosophy of an alternative school follow public education's one or not. Moreover, even though some children are in same alternative school, they receive different treatment in their school register according to a decision by a headteacher or a board of education of their registered school.

This study points out that the alliance is affected a decision by public education sector arbitrarily and incidentally and that these situation causes the problem of guarantee on lights to learn of children.

研究分野：教育社会学

キーワード：オルタナティブスクール フリースクール 連携 不登校 多様な学び

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

フリースクールが公教育制度における連携相手として重要視されている。2016年12月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」(通称「教育機会確保法」)において、フリースクールなどの民間施設と学校や地方公共団体との間の連携が文言化された。

しかし、日本のフリースクールと公教育との関係は緊張をはらんでいる。日本のフリースクールは、不登校を問題とみなす一般的な言説に対して、「不登校は問題ではない」「学校に行かない生き方もある」といった対抗言説を編成してきた。

フリースクールをはじめとするオルタナティブスクールの多くは、学校教育の問題点や課題を批判する形で展開してきた一方で、不登校の要因の多様化への注目の高まりを背景に公教育の不登校支援においてフリースクール等との連携の必要性が叫ばれている現状において、その連携について様々な議論がなされているが、一方でそれらに対する実証的な調査研究は十分にはなされていない。不登校の子どもをはじめとするすべての人々の学習権の保障という観点から現在の教育制度ならびに現場の実践の議論を組み立てるためには、まずは、現状がどうなっているかを実証的に把握し分析する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フリースクールの公教育の連携における、多様な価値観が交錯する空間をめぐるダイナミズムを明らかにすることである。本研究では、フリースクールと公教育の連携の場を、異なる価値観が交錯する空間ととらえる。そのような教育をめぐる複数の相反する価値観が交錯する空間で、連携がどれだけ達成されているのか、あるいはできていないのか、そしてその要因に何が考えられるのかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

実施した主な調査は以下の通りである。全国のオルタナティブスクールならびにそれらが所在する地域の教育委員会へのアンケート調査。公教育との連携事例を持つオルタナティブスクールへの聞き取り調査。公教育との連携について取り上げたオルタナティブスクール関係者による公開イベント等への参加とそこでの聞き取り調査、ならびに資料取集。

4. 研究成果

明らかになったことは以下の通りである。

- (1) 在籍校での出席日数と認定された子どもの割合は、在籍校に申請した子どもでは約9割であるが、義務教育年齢の子ども全員では約5割である。在籍校に希望を出せないあるいは交渉ができないケースを考慮すると課題が残る。
- (2) 保護者に就学義務違反の懸念が示されたり指摘された子どもの割合は4.7%である。学校外の教育が認められてきているという風潮もあるが、少ないながらも否定的に扱われているケースが存在している。
- (3) ある1つのオルタナティブな場で活動する子どもたちの中に、在籍校から出席認定や実習用通学定期適用などの対応をされている子どもとされていない子どもが共存しているケースが多々ある。つまり、同じ組織内で活動していても、子どもたちの間で一条校からの諸々の対応に格差が生じている。
- (4) 地域における公民連携の協議会の設置や共同事業の実施はあまりなされておらず、教員や行政職員とオルタナティブスクールの活動の間のネットワークの構築はあまりなされていない。
- (5) 補助金を受託するなどの行政参画を行なっているオルタナティブな場は、3割を切っており非常に少ない。行政との連携が進んでいるとは言い難い。
- (6) 出席認定や実習用通学定期の適用がなされるかどうかは、オルタナティブな場の理念(表1)、活動内容(表2)、スタッフの人数(表3)にはあまり関連していない。つまり、オルタナティブスクール側の特徴や実績によって在籍校との連携が推進されるわけではないということである。換言すれば連携の実現とそれによる子どもの教育を受ける権利の保障は、ケースごとに恣意的、あるいは偶発的なままに止まっている可能性が高いことが推測できる。

以上の知見より、本研究が見出したオルタナティブスクールと公教育の連携における最も大きな課題は以下の通りである。

まず、オルタナティブスクールでの学習活動の内容や理念・目標が学校教育と対応しているかどうかと、公教育との連携の度合いに明確な関連はない。同じオルタナティブスクール内で活動する児童生徒であっても、在籍校やその地域が異なれば学籍上の扱い(出席認定や実習用通学定期適用)に差が生じている。現在、フリースクール等での活動を在籍校での学籍においてどのように扱うかの決定は、その児童生徒の在籍校の校長の判断によると文部科学省通知ではなっている。すなわち、同じオルタナティブな学びの場で活動をしている子どもたちでも、それらが在籍する学校の校長がそれをどう判断するかによって、児童生徒の学籍上等の扱いが事なっていることが明らかになった。

表1 オルタナティブスクールの理念×在籍校の対応

		出席日認定上 利用者割合**	実習用通学定期適 用利用者割合**	教科書受取 利用者割合*	健康診断受ける 利用者割合*	就学義務違反懸念・ 指摘利用者割合*
「学校復帰」への スタンス	学校復帰を指導	98.9	22.2	74.7	100.0	0.0
	本人が希望すれば 学校復帰を支援	86.2	76.7	73.4	24.5	3.0
	学校復帰に とらわれない活動	83.3	75.9	72.7	28.8	4.8
「進学」への スタンス	進学できるように 指導	88.8	77.5	100.0	64.5	1.4
	本人が希望すれば 進学できるように支援	84.4	73.9	70.2	26.3	3.3
	進学にとらわれない 活動	89.4	68.9	57.9	18.5	7.2

*分母義務教育年齢利用者数 **分母申請者数 %

表2 オルタナティブスクールの学習指導要領への対応×在籍校の対応

		出席日数 認定利用者 割合**	実習用 通学定期適用 利用者割合**	教科書受取 利用者割合*	健康診断 受ける 利用者割合*	就学義務違反 懸念・指摘 利用者割合*
学習指導要領対応教科数 (主要5教科)	5教科	88.7	76.1	78.9	44.7	1.4
	1～4教科	86.0	75.4	87.6	16.7	3.6
	0教科	82.3	70.4	59.2	23.7	5.9
教員免許保持スタッフ有無	いる	86.9	75.0	71.0	25.7	4.2
	いない	82.0	70.4	75.9	41.2	2.3

*分母義務教育年齢利用者数 **分母申請者数 %

表3 オルタナティブスクールの子どもあたりのスタッフ人数×在籍校の対応

	出席日数 計上利用者 割合**	実習用 通学定期適用 利用者割合**	教科書 受け取る 利用者割合*	健康診断 受けている 利用者割合*	就学義務違反 懸念・指摘 利用者割合*
有給常勤スタッフ1人あたりの 利用者数	0.191	0.125	-0.006	-0.08	-0.109
有給常勤非常勤スタッフ1人あ たりの利用者数	0.159	0.026	-0.144	-0.203	-0.042
ボランティアも含むスタッフ1 人あたりの利用者数	0.185	0.089	-0.147	-0.178	-0.091

*分母義務教育年齢利用者数 **分母申請者数 相関係数

また、オルタナティブスクールでの活動が在籍校での出席日数として認定されているケースにおいても重大な課題を指摘する。補助金や助成金を受けているオルタナティブスクールは非常に少ない(調査対象校のうち27.0%)。すなわち、多くの子どもたちや保護者が会費や授業料といった形で支払う金銭的負担によってオルタナティブスクールの活動が運営されていることになる。そのオルタナティブスクールでの活動が一条校の出席日数等と認定されるということは、児童生徒ならびにその保護者から捉えると、一条校での学籍に対してその費用を負担していることになる。これは、日本国憲法第26条第2項にある義務教育の無償化に反する事態となっていると指摘できるだろう。

以上より、本研究は、不登校支援における公民連携の事業や取組について、主に公教育側の恣意的な判断によって、あるいは偶発的なやりとりによってそれが達成されるか否かが左右され、さらにはその決定権が公教育側に置かれているという問題を指摘した。さらにそのような恣意的な形でしか、学校の外で過ごす・学ぶ子ども・若者の教育を受ける権利が保障されていないという事態のもつ問題を明らかにした。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計3件)

藤根雅之, オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携-現状把握と活動状況との関連の分析-, 教育科学セミナー, 査読有, 第 50 巻, 2019, 71-84.

<http://hdl.handle.net/10112/16670>

藤根雅之, オルタナティブスクール・フリースクール研究に関する文献検討-オルタナティブ教育研究が位置づく知識構造と社会運動としての捉え直し-, 大阪大学教育学年報, 査読無, 第 24 巻, 2019, 97-110.

DOI: 10.18910/71378

藤根雅之, オルタナティブスクールの連携の技法: 傘となる集合行為フレームの創発過程, 教育社会学研究, 査読有, 第 104 集, 2019, 67-87.

〔学会発表〕(計 1 件)

藤根雅之, 社会運動としてのオルタナティブスクールのネットワーク, 日本教育社会学会大会, 2017.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

(2) 研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。